

令和7年度

呉中同窓会総会資料

次 第

1 開 会

2 会長挨拶 南 重義 会長

3 校長挨拶 池淵 直人 校長

4 協 議

- (1) 令和6年度事業報告
- (2) 令和6年度決算報告及び監査報告
- (3) 令和7年度役員(案)
- (4) 令和7年度事業計画(案)
- (5) 令和7年度予算(案)

5 閉 会

※校舎見学(希望者)

令和7年8月6日(水)午後4時～

富山市立呉羽中学校

令和6年度 呉羽中学校同窓会事業報告

日 時	会 合 名 ・ 内 容	場 所
令和6年 7月18日(木) 午後4時～ (中止)	役員会 ・令和5年度事業報告 ・令和5年度決算報告・監査報告 ・令和6年度役員(案)について ・令和6年度事業計画(案)について ・令和6年度予算(案)について ・令和6年度総会の開催のあり方について ・同窓会の活動等について	呉羽中学校(会議室)
役員会及び総会は、8月に富山県で開催された部活動の各種大会の準備及び対応のため中止。		
8月7日(水) 午後4時～ (中止)	定例総会 ・令和5年度事業報告 ・令和5年度決算報告・監査報告 ・令和6年度役員(案)について ・令和6年度事業計画(案)について ・令和6年度予算(案)について	呉羽中学校(会議室)
令和6年 令和7年	呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出	
3月12日(水) 午前8時50分 ～9時15分	同窓会入会式(新入会員182名) ・同窓会長祝辞 ・委嘱状交付 ・学年代表委員の紹介 ・入会の言葉 ・卒業記念品授与 ・お礼の言葉	呉羽中学校(体育館)
3月26日(水) (中止)	役員会 総会、役員会、役員改選(改選年)、 同窓会の活動等について	呉羽地区センター
3月31日(月)	令和6年度会計監査	呉羽中学校(会議室)

令和6年度同窓会会計決算書

(1)一般会計 (収入)

▲は予算比増 単位:円

科 目	令和6年度予算	令和6年度決算	比 較	備 考
繰越金	260,929	260,929	0	
会費	182,000	182,000	0	3年生1,000円×182名分。現1、2年生は未集金。
寄付金	0	0	0	
雑収入	0	125	▲ 125	
繰入金	0	0	0	
合 計	442,929	443,054	▲ 125	

(支出)

△は予算比減 単位:円

科 目	令和6年度予算	令和6年度決算	比 較	備 考
卒業記念品	94,640	94,640	0	卒業証書ファイル182名分
事務費印刷	5,000	0	△ 5,000	
通信費	10,000	0	△ 10,000	
諸活動支援費	0	0	0	
会合費	10,000	0	△ 10,000	
特別事業積立金	0	0	0	
予備費	260,929	0	△ 260,929	
合 計	380,569	94,640	△ 285,929	

収入決算総額443,054円 から支出決算総額94,640円 を差し引いた348,414円 を令和7年度に繰り越します。

監査の結果、会計帳簿等は適正に処理されていたことを認めます。

令和7年3月3日

監事

米田宗尚



令和 7 年度 富山市立呉羽中学校同窓会役員(案)

役 職	氏 名	住 所	電話番号	校下	卒業
会 長	南 重義			池多	29
副会長	松岡 道子			呉羽	19
副会長	若林 啓一			下村	19
副会長	南 俊正			池多	21
副会長	岩田 忠康			老田	26
副会長	坪田 安弘			長岡	26
副会長	中坪 信治			寒江	27
副会長	斉藤 保志			古沢	28
理 事	山本 貞義			長岡	10
理 事	沖村 範弘			呉羽	13
理 事	村田 智彦			下村	22
理 事	島田 博昭			古沢	22
理 事	中山 欣一			池多	23
理 事	田村 誠			寒江	29
理 事	滋野 実			老田	33
書 記	中橋 秋芳			老田	31
会 計	市川 博和			古沢	32
監 事	米田 宗尚			呉羽	37
顧 問	大門 春憲			寒江	16
顧 問	池淵 直人	呉羽町	6662	434-3200	校長
事務局	尾畑 真紀	呉羽町	6662	434-3200	教頭
事務局	道木 善信	呉羽町	6662	434-3200	教頭

令和7年度 呉羽中学校同窓会事業計画(案)

日 時	会 合 名 ・ 内 容	場 所
令和7年 例年:7月第2水曜日 午後4時～ (参集では実施せず)	役員会 ・令和6年度事業報告 ・令和6年度決算報告・監査報告 ・令和7年度役員(案)について ・令和7年度事業計画(案)について ・令和7年度予算(案)について	呉羽中学校(会議室)

役員に総会資料を送付して、書面による決議とする。

※7月中旬:呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出「役員会及び総会の開催について(案内)」

8月6日(水) 午後4時～	定例総会 ・令和6年度事業報告 ・令和6年度決算報告・監査報告 ・令和7年度役員(案)について ※役員の改選・承認 ・令和7年度事業計画(案)について ・令和7年度予算(案)について 校舎見学(希望者)	呉羽中学校(会議室)
------------------	---	------------

※総会終了後:呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出「同窓会総会 報告及び総会資料」

令和8年

3月12日(水) 午前8時50分 ～9時15分	同窓会入会式(新入会員180名) ・同窓会長祝辞 ・委嘱状交付 ・学年代表委員の紹介 ・入会の言葉 ・卒業記念品授与 ・お礼の言葉	呉羽中学校(体育館)
-------------------------------	---	------------

※入会式終了後:呉中HP<カテゴリ>同窓会掲出「同窓会入会式について(報告)」

3月下旬	令和7年度会計監査	呉羽中学校(会議室)
------	-----------	------------

令和7年度同窓会予算(案)

(収入)

▲は予算比減 単位:円

科 目	令和7年度予算	令和6年度予算	比 較	備 考
繰越金	348,414	260,929	87,485	
会費	180,000	182,000	▲ 2,000	3年生1,000円×180名分
寄付金	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
繰入金	0	0	0	
合 計	528,414	442,929	85,485	

(支出)

▲は予算比減 単位:円

科 目	令和7年度予算	令和6年度予算	比 較	備 考
卒業記念品	99,000	94,640	4,360	180人分×550円(卒業証書ファイル)
事務費印刷	5,000	5,000	0	書面決議・総会資料等印刷
通信費	10,000	10,000	0	はがき、切手、資料送付
諸活動支援費	0	0	0	
会合費	10,000	10,000	0	総会湯茶等
特別事業積立金	0	0	0	
予備費	404,414	260,929	143,485	
合 計	528,414	380,569	147,845	

富山市立呉羽中学校同窓会規約

第1条 本会は、呉羽中学校同窓会と称し事務所を呉羽中学校内におく。

第2条 本会は呉羽中学校の卒業生（通常会員）及び職員（特別会員）をもって組織する。

第3条 本会は会員相互の親睦と団結をはかり教養を高め母校の進展に寄与することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するための事業を行う。

1. 会員の親睦と福利厚生に関すること
2. 母校との連携、協調
3. その他の本会の目的達成に必要なこと

第5条 本会の役員及び任務は、次の通りとする。

1. 会長 1名
本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長 若干名
会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
3. 会計 1名
経理に関する事務を処理する。
4. 書記 1名
会務を記録する。
5. 理事 若干名
理事会を構成し会務の運営にあたる。
6. 監事 1名
本会の経理を監査し、会議に出席して意見をのべることができる。

第6条 会長、副会長、書記、会計、監事は、役員会に於て選出し総会にて承認を得る。

第7条 理事は会員より互選し、総会にて承認を得る。

第8条 学年代表委員は学年より若干名推薦し、会長がこれを委嘱する。

第9条 顧問は役員会の承認をもって会長が委嘱する。

第10条 役員の任期は2ケ年とする。但し再任は妨げない。

補充により選出された者は前任者の残任期間とする。

第11条 本会の会議は次の通りとする。

1. 役員会は、会長、副会長、理事、会計、書記、監事をもって構成し、会長はこれを招集する。
2. 学年代表委員会は、会長が本会の事業の執行と、連絡調整が必要と認めたときに、これを招集する。
3. 総会は毎年1回開き、本会の最高決議機関とする。

第12条 本会の経費は、事業収入及び寄附金をもって充てる。但し、会費は卒業時に1000円を納入する。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日までとする。

第14条 本会規約は、総会の決議により改正することができる。また、執行に際しては、更に施行細則を設けることができる。

第15条 この規約は、昭和24年1月29日より実施する。

附則1 昭和34年 8月15日 一部改正

附則2 昭和36年 8月13日 一部改正

附則3 昭和43年 8月14日 一部改正

附則4 昭和59年 8月15日 一部改正

附則5 昭和63年12月15日 一部改正

附則6 平成11年 2月21日 一部改正

附則7 平成14年 8月11日 一部改正

附則8 平成23年 8月 7日 一部改正

附則9 平成30年 8月 5日 一部改正

附則10 令和元年 8月 7日 一部改正

附則11 令和 5年 8月 9日 一部改正

施行規則

1条 講師謝礼金は3万円以下とする。